

京 都 大 学 化 学 物 質 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(化学物質取扱・保管責任者)</p> <p>第5条 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う者（以下「化学物質取扱者」という。）であつて、教職員又は第8条に定める部局委員会が認めた者であるものうちから、講座、研究領域、研究室等の教育研究等の実施単位その他の化学物質の管理の実態を把握できる単位ごとに化学物質取扱・保管責任者を指名する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 化学物質取扱・保管責任者は、安衛則第12条の6に定める保護具着用管理責任者として同条第1項各号に掲げる保護具に係る事項を管理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(化学物質取扱・保管責任者等)</p> <p>第5条 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う者（以下「化学物質取扱者」という。）であつて、教職員又は第8条に定める部局委員会が認めた者であるものうちから、講座、研究領域、研究室等の教育研究等の実施単位その他の化学物質の管理の実態を把握できる単位ごとに化学物質取扱・保管責任者を指名する。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>4 化学物質取扱・保管責任者は、安衛則第12条の6に定める保護具着用管理責任者として同条第1項各号に掲げる保護具に係る事項を管理する。</p> <p>5 <u>前項の規定により第1項の単位ごとに置くものとする化学物質取扱・保管責任者が保護具着用管理責任者の選任要件を満たさない場合の当該単位の保護具着用管理責任者は、化学物質取扱者であつて、教職員又は部局委員会が認めた者のうちから、法令、通達等に定める保護具に関する知識及び経験を有するもの又は保護具の管理に関する教育を受けたものをもって充て、化学物質管理責任者が指名する。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第58号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>